

平成 26 年 9 月 28 日

報道機関各位

本日の決議について

ダムに依らない治水と漁業振興を求める小国川漁協組合員の会

共同代表 渡部陽一郎

〃 三井和夫

〃 下山久伍

今般の決議について

決議事項 1, 2 ともに、漁民の持つ漁業権等を補償なしに侵害することを決める違法な決議であり、無効であります。

漁業法・水協法は「漁業生産力の発展」を公共目的とした法律であります。

漁業法は第一条で

「この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。」

水協法も第 1 条で「水産業の生産力の増進を目的とする」ことを規定しています。

したがって、漁業法・水協法の運用は、常に「漁業生産力の発展」を図る方向で行なわなければならない、「漁業生産力の減退」を図るような運用は許されません。

私達は、ダムにより権利を侵害されるので補償を受ける権利があると考えますが、これまで県から説明も同意ももとめられていません。

私達は、補償を漁協に委任しません。

ここに宣言します